

税金
トレンド!
ZEIKIN
TREND

税金の「今」
がわかる!

▶ あなたの取引は掌握されている

国税庁の情報源 法定調書



法定調書とは、所得税法や相続税法などの税法で税務署に提出することが義務付けられている資料のことです。現在、63種類の法定調書の提出が義務付けられていますが、なじみ深いものには、給与所得の源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書などがあります。たかが法定調書とあなどるなかれ。記載内容について、税務署の「法定監査」が行われることもありますし、提出期限を守らない場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性もあります。最近では、マイナンバーの記載不備を指摘されるケースも増加しているようです。

1 法定調書は63種類

提出が義務付けられている法定調書は63種類です。税法によって提出する種類が異なり、調書によって提出基準もまちまちです。

【所得税法に規定するもの】

| | |
|----|------------------------------|
| 1 | 給与所得の源泉徴収票 |
| 2 | 退職所得の源泉徴収票 |
| 3 | 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 |
| 4 | 不動産の使用料等の支払調書 |
| 5 | 不動産等の譲受けの対価の支払調書 |
| 6 | 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 |
| 7 | 利子等の支払調書 |
| 8 | 国外公社債等の利子等の支払調書 |
| 9 | 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書 |
| 10 | 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書 |
| 11 | 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書 |
| 12 | オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書 |
| 13 | 配当等とみなす金額に関する支払調書 |
| 14 | 定期積金の給付補填金等の支払調書 |
| 15 | 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書 |
| 16 | 生命保険契約等の一時金の支払調書 |
| 17 | 生命保険契約等の年金の支払調書 |
| 18 | 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書 |
| 19 | 損害保険契約等の年金の支払調書 |
| 20 | 保険等代理報酬の支払調書 |
| 21 | 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書 |
| 22 | 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書 |
| 23 | 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書 |
| 24 | 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書 |
| 25 | 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書 |
| 26 | 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書 |
| 27 | 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 |
| 28 | 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書 |
| 29 | 株式等の譲渡の対価等の支払調書 |
| 30 | 交付金銭等の支払調書 |

| | |
|----|---------------------------------|
| 31 | 信託受益権の譲渡の対価の支払調書 |
| 32 | 公的年金等の源泉徴収票 |
| 33 | 信託の計算書 |
| 34 | 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書 |
| 35 | 名義人受領の利子所得の調書 |
| 36 | 名義人受領の配当所得の調書 |
| 37 | 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書 |
| 38 | 譲渡性預金の譲渡等に関する調書 |
| 39 | 新株予約権の行使に関する調書 |
| 40 | 株式無償割当てに関する調書 |
| 41 | 先物取引に関する支払調書 |
| 42 | 金地金等の譲渡の対価の支払調書 |
| 43 | 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書 |

【相続税法に規定するもの】

| | |
|----|-----------------------|
| 44 | 生命保険金・共済金受取人別支払調書 |
| 45 | 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書 |
| 46 | 退職手当金等受給者別支払調書 |
| 47 | 保険契約者等の異動に関する調書 |
| 48 | 信託に関する受益者別(委託者別)調書 |

【租税特別措置法に規定するもの】

| | |
|----|--------------------------------|
| 49 | 上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書 |
| 50 | 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書 |
| 51 | 特定新株予約権の付与に関する調書 |
| 52 | 特定株式等の異動状況に関する調書 |
| 53 | 特定口座年間取引報告書 |
| 54 | 非課税口座年間取引報告書 |
| 55 | 未成年者口座年間取引報告書 |
| 56 | 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書 |
| 57 | 教育資金管理契約の終了に関する調書 |
| 58 | 結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書 |

【国外送金等調書法に規定するもの】

| | |
|----|---------------|
| 59 | 国外送金等調書 |
| 60 | 国外証券移管等調書 |
| 61 | 国外電子決済手段移転等調書 |
| 62 | 国外財産調書 |
| 63 | 財産債務調書 |

2 国税庁の取組み

① データの活用の徹底

国税庁では、**様々なデータ**の中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、潜在的な高リスク納税者を抽出する予測モデルの構築に取り組み、構築した予測モデルと**国税組織が保有する様々な資料情報等**を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。ここでいう、様々なデータや様々な資料情報等とは主に法定調書のことであると思われます。

例えば、マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有するデータをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組みなどを進めています。

② 必要性の高い分野や悪質な事案等の調査

申告内容や調査実績、法定調書などのほか、様々な機関から入手する膨大な情報リソースをBAツール(統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール)などを用いて、加工・分析することにより、高リスク対象の抽出が可能となります。それにより、無申告、富裕層の課税逃れ、消費税の不正還付、大口・悪質な事案など、調査の必要性が高い事案にリソースを割り当て、効率的・効果的な税務調査が行えるようになります。



3 法定調書から把握される所得

ケース1 生命保険契約等の一時金の支払調書

生命保険契約等による一時金を受け取った方が適正に税務申告しているかを確認しています。

※年金(相続等生命保険年金を除く。)の支払金額が20万円以下である場合や一回に支払うべき金額が100万円以下である場合にはこの支払調書は提出しなくてよいことになっています(所施規86③一、二)。

| | |
|-----------------|---|
| 契約者 = 保険金受取人 | (例) 被保険者(死亡) … 父 契約者 …………… 子 ⇒ 所得税 保険金受取人 …… 子 (一時所得) |
| 被保険者 = 契約者 | (例) 被保険者(死亡) … 父 契約者 …………… 父 ⇒ 相続税 保険金受取人 …… 子 |
| 契約者 ≠ 受取人 | (例) 被保険者(死亡) … 父 契約者 …………… 母 ⇒ 贈与税 保険金受取人 …… 子 |

ケース2 金地金等の譲渡の対価の支払調書

1回の売却で200万円を超える場合は、金やプラチナを買い取った業者は金地金等の譲渡の対価の支払調書を税務署に提出する義務があります。個人の方が売却し、年間の利益が50万円を超える場合は確定申告しなければなりません。

※金地金、プラチナ地金、金貨、プラチナコインが対象。

金地金等の譲渡は「総合譲渡所得」として課税されます。

- 購入後、5年以内で売却した場合
地金の売却益 - 50万円
- 購入後、5年超で売却した場合
(地金の売却益 - 50万円) × 1/2

ケース3 国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書

国税庁は、国境を越えた経済活動から生じる所得の把握や、国内外の財産の把握により、国際的な租税回避に対応しています。

国外送金等調書…国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するもの。

国外財産調書…その年の12月31日において国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の6月30日までに税務署に提出するもの。

財産債務調書…①その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有する方又は②その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の6月30日までに税務署に提出するもの。

〈参考〉法定調書とインボイス制度

法定調書に記載すべき支払金額等は、原則として、消費税の額を含めた金額を記載します。ただし、支払を受ける者からの請求書等において報酬等の額と消費税の額が明確に区分されている場合には、消費税の額を含めないで記載し、消費税の額をそれぞれの法定調書の「摘要」欄に記載することになります。この記載方法はインボイス制度でも変更ありません。

ここに
注目!



財産債務調書の提出がある場合の 過少申告加算税等の軽減措置

財産債務調書を提出期限内に適正に提出している場合に、財産債務調書に記載がある財産または債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その財産または債務に係る過少申告加算税が5%軽減される措置があります。

財産債務調書の提出がない場合等の 過少申告加算税等の加重措置

上記の軽減措置とは逆に、財産債務調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産または債務の記載がない場合に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%加重される措置があります。くれぐれも適正な調書作成と提出を!